

年金証書（年金決定通知書）における厚生年金基金の 加入月数及び平均標準報酬額の表示漏れについて

1. 概要

平成 29 年 9 月 28 日に決定した国民年金・厚生年金保険の年金証書（年金決定通知書）に厚生年金基金の加入月数及び平均標準報酬額の表示漏れがありました。

お客様には大変ご迷惑をおかけしますことを、深くお詫び申し上げます。

2. 対象のお客様

資格期間 10 年以上の要件により平成 29 年 9 月 28 日に年金の決定したお客様のうち、厚生年金基金の加入期間をお持ちの方となります。

※平成 29 年 8 月 1 日からは、資格期間が 10 年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになりました。

対象者 4,382 名

3. 誤りの内容

年金証書（厚生年金保険年金決定通知書）の「5. 平均標準報酬額等の内容」の「③平成 15 年 3 月までの厚生年金基金期間」及び「④平成 15 年 4 月以降の厚生年金基金期間」に表示されるべき厚生年金基金の月数及び平均標準報酬額が表示されておられません。なお、お支払いされる年金額には誤りはありません。

4. 年金証書の再送付

表示漏れのあったお客様には、おって、年金証書（年金決定通知書）を再度送付させていただきます。

